

## 就労継続支援A型事業所のウェブサイト設置状況及び ユーザビリティ・アクセシビリティ評価—宮城県の事例から

高橋 嘉代<sup>1</sup>

ICT技術が日常生活に深く浸透し利用者層も多様化した現在、ウェブアクセシビリティの実装が重要であり、障害者や高齢者等を含む多種多様な主体がウェブコンテンツを十分に利活用できる状態になっているか否かを明らかにする必要がある。斯様な問題意識から、本稿では宮城県所在の就労継続支援A型事業所のウェブサイトを対象として、必要な情報に到達しやすいか否かを目視で確認する方法でユーザビリティ調査を実施した。また、ウェブサイトのトップページを対象として、JIS X 8341-3：2016に基づいたアクセシビリティ評価を行った。その結果、現状では宮城県所在の就労継続支援A型「事業所サイト」は、ユーザビリティという点で改善の余地があること、トップページは、特に「知覚可能」「操作可能」においてJIS X 8341-3：2016の達成基準においてアクセシビリティ上の課題が多いことが示された。

Keywords：就労系障害福祉サービス、就労継続支援A型事業所、ウェブサイト、ウェブアクセシビリティ、情報アクセシビリティ、ユーザビリティ、JIS X 8341-3：2016

### I. 問題の所在

本稿の目的は、就労系障害福祉サービス事業所におけるウェブサイトについて、ウェブアクセシビリティとユーザビリティの観点からみた現状を明らかにすることである。

就労系障害福祉サービス事業所では、障害者が就労を通して地域において自立した生活を営むための支援が行われる。2024年4月、改正障害者差別解消法が発効し、国・地方公共団体に続いて民間事業者に対しても障害者に対する合理的配慮の提供が義務付けられた。就労系障害福祉サービスを提供する事業所が、ウェブサイトを適切な形で設置・運営すること、事業所に関する情報提供や、事業所と利用者及びその支援者間の情報の授受を負担なく行える環境を整えることも就労を通じた支援であり、かつ合理的配慮の一環でもある。そこで本稿では、宮城県内所在の就労継続支援A型事業所を対象として、ウェブサイトの設置・運営状況と、トップページの情報発信内容の調査を実施する。

### 1. 就労継続支援A型事業所のウェブサイトに注目する理由

障害者の就労については、一般企業等への就労と、福祉施設等への就労（いわゆる福祉的就労）に大別できる（松下・谷口 2010：93）。2006年施行の障害者自立支援法（2012年より障害者総合支援法に改題）においては福祉サイトからの就労支援を充実強化するために「就労移行支援」「就労継続支援」等の事業が創設された（厚生労働省2006：267）。現在では障害者総合支援法を根拠法とする就労系障害福祉サービスには、一般企業等への就労を希望する65歳未満<sup>(1)</sup>の障害者に対して就労に必要な知識や技能の向上のための訓練等の支援を行う「就労移行支援」、一般就労が困難な障害者に就労の場と就労の継続のために必要な知識・技術の向上をめざす訓練を提供する「就労継続支援」、そして2018年に創設された、就労後の障害者に対し、就労に伴う生活面の課題について就労の継続を図るために支援を行う「就労定着支援」がある。

働くことを希望する障害者に対する支援を行うという性質上、就労系障害福祉サービス事業所か

1. 宮城学院女子大学非常勤講師

らは、事業所の利用者であるところの障害者と、事業所のスタッフ、利用者の家族その他の支援者等、そして就労先それぞれを対象とした情報発信・情報共有が日常的に行われていると考えられ、ウェブサイト等のウェブコンテンツの利活用のニーズは高いと想定される。

就労系障害福祉サービス事業所のなかでも就労継続支援A型事業所は労働法の対象となり、福祉的就労のなかでもより一般就労に近い就労形態で事業を実施することになる（金谷・富田・江本 2023）。そもそも就労継続支援A型事業の対象者としては「移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に関結できなかった者」「特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に関結できなかった者」「就労経験のある者で、現に雇用関係の状態にない者」（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 2021）が挙げられており、就労継続支援A型事業所の利用者層とそのステークホルダーは就労系障害福祉サービス事業所の中でも多様と考えられる。したがって就労継続支援A型事業所のウェブサイトについてはより意識的にアクセシビリティを念頭に置いた設計および運営が求められるようだが、それが現状ではどの程度実装されているのか。その現状を把握することが本稿の目的である。

## 2. ウェブアクセシビリティの指針とウェブサイト構築に求められること

アクセシビリティとは「アクセスのしやすさ」（ウェブアクセシビリティ基盤委員会 2010）、「利用可能な状況の幅広さ」（伊原・小林・増田・山本 2023：2）を指す概念であり、ウェブアクセシビリティは「利用者の障害の有無やその程度、年齢や利用環境にかかわらず、ウェブで提供されている情報やサービスを利用できること、またはその到達度」（デジタル庁 2024）を意味する。

我が国のウェブアクセシビリティの指針は、JIS X 8341-3：2016「高齢者・障害者等配慮設計指針-情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス-第3部：ウェブコンテンツ」として規格化

されている。これはウェブ技術の標準化団体であるW3C（World Wide Web Consortium）によるWCAG（Web Content Accessibility Guidelines）2.0、及びウェブアクセシビリティの国際規格ISO/IEC 40500：2012との一致規格であり、JIS X 8341-3：2016においてもWCAG2.0における4原則（知覚可能、操作可能、理解可能、堅牢）とウェブアクセシビリティ向上のための12のガイドラインが取り入れられている<sup>(2)</sup>。

WCAGにおいては、アクセシビリティの適合レベルとしてA、AA、AAAの三つの達成基準レベルが設定されている。レベルAは最低ラインの適合レベルであり、この基準を満たすとユーザーが支援技術を駆使することでウェブサイトにもアクセス可能になるものが多くを占める、マシンリーダビリティ（機械にとっての可読性）という概念に関結つく（伊原ほか2023：31）。レベルAAは、この基準を満たすとユーザーが支援技術なしでもウェブサイトにもアクセスできるようになるものが多くを占める、ヒューマンリーダビリティ（人間にとっての可読性）という概念に紐づく（伊原ほか：34）ものであり、レベルAAAは、レベルAやAAの基準をより強化し発展させた、読みやすさ、操作しやすさ、わかりやすさの担保を求める基準となっている（伊原ほか：36）。

現行のJIS規格に適合したアクセシビリティを追求するにあたっては、レベルAを満たしていることが最低条件である。もっとも、国及び地方公共団体等の公的機関の手順書であるところの「みんなの公共サイト運用モデル（2024年版）」<sup>(3)</sup>においては、JIS X 8341-3：2016のレベルAAへの準拠が求められていることから、ウェブサイトを設置する場合には基本的にはレベルAAに適合するウェブサイトの構築を目指すべきである。

## II. 先行研究

本稿の問題意識と近い分析視覚・対象領域による先行研究としては、以下の諸研究を挙げることができる。

中山・林・遠藤（2006）は国内の大学病院ウェブ

ブサイトを対象としてアクセシビリティ評価ツールによる機械的評価と目視による人的評価のそれぞれを実施し、その結果を点数化した調査結果から、大学病院ウェブサイトのアクセシビリティが不十分な状態にあること、ウェブコンテンツの記述言語におけるアクセシビリティとユーザーが必要とする情報に容易に到達できるという点でのアクセシビリティは、必ずしも同一ではない蓋然性があることを指摘した。この研究では人的評価のスコアと機械的評価のスコアという性質の異なる項目同士を減算させて総合評価としているという問題点がある。しかし人的評価については、一般市民が受診者として大学病院の診察を受けようとする際に大学のウェブページを利用する場合を想定したうえで、トップページの情報の有無と、必要な情報へのアクセスのしやすさを目視したうえでアクセシビリティ評価の対象としている点は、本稿の問題意識とも共通する。

瀬戸山・中山(2008)は全国の保健所ウェブサイトについて、検索可能であったサイトを対象として、開設状況、事業別情報発信内容、利用者にとっての使い勝手(ユーザビリティ)、障害の有無に関わらず利用できるか(アクセシビリティ)の4点について調査を実施、情報の受け手である地域住民の利用している言葉と、情報の発信側である保健所がウェブサイト内で用いる言葉の一致度を検討すること等を通して、情報の探しやすさを促進する工夫の余地があることを示した。この先行研究ではサイト内の記載内容の中でも、とくにユーザーにとって優先順位が高いと考えられる項目についての情報の得やすさをユーザビリティの指標として扱っているところに特徴がある。また、ウェブサイトの中で用いられる言語表現について、情報の発信側と受け手との情報の非対称性としての課題が生じる蓋然性があることの指摘は、ウェブコンテンツとして提示される情報そのもののユーザビリティ及びアクセシビリティを問うにあたり重要な論点を提示している。

大場(2015)は、特定機能病院のウェブサイトを対象として、アクセシビリティ評価ツールに

よってウェブアクセシビリティを検証するとともに、住民・患者の医療情報への到達のしやすさを医療情報へのアクセシビリティとして「セカンドオピニオン」「がん手術・治療実績」の二つの情報の有無と到達経路の調査を実施した。その結果ウェブアクセシビリティについて高評価であったウェブサイトであっても医療情報へのアクセシビリティが高いとは言えないことを明らかにした。さらに大場(2017)は、北海道のがん診療連携拠点病院を対象として、アクセシビリティ評価ツールを用いた調査と「セカンドオピニオン」「がん手術・治療実績」の二つの情報の有無と到達経路の調査、ウェブアクセシビリティ基本方針の公表状況と公的な医療情報サイトへのリンク状況の調査を実施し、ウェブアクセシビリティ基本方針を策定・公表している病院はなく、JIS X 8341-3:2010の一般的原則のうち操作可能性と知覚可能性の評価が全般的に低く、がん手術・治療実績の情報及び公的な医療情報サイトにリンクしていた病院も少ないことを示した。

以上で述べたとおり、先行研究ではウェブコンテンツ記述言語におけるアクセシビリティと、ウェブコンテンツの情報を積極的に活用しようとするユーザー目線での使い勝手とが並行して問われてきた。本稿でもこの分析視覚を踏襲する。就労系障害福祉サービス事業所のウェブサイトのアクセシビリティ問題に関する研究には未だ開拓の余地があり、その点からも本稿は、福祉分野におけるICT技術の利活用に関する基礎資料として資すると思われる。

### Ⅲ. 研究方法と調査概況

#### 1. 調査対象

調査対象は独立行政法人福祉医療機構が運営する、福祉・保健・医療のポータルサイト「WAM NET」<sup>(4)</sup>(ワムネット: Welfare And Medical Service NETwork System)に登録された、宮城県所在の就労継続支援A型事業所のウェブサイトである。

2018年の障害者総合支援法改正の際、同法2章第7節において「情報公表対象サービス等の利用

に資する情報の報告および公表（第76条の3）」が規定された。これに伴いWAM NETの「障害福祉サービス事業所情報検索」<sup>(5)</sup>が開設され、事業所運営情報の公表が各障害福祉サービス事業所の義務となった。本稿で用いる就労系障害福祉サービス事業所のデータはこちらに依拠する。

WAM NETでは障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく29のサービスを提供する事業所の登録データがオープンデータとして公開されている。本稿の分析は2024年9月現在のWAM NETオープンデータに基づいている。ここに登録された宮城県所在の就労継続支援A型事業所のウェブサイトが2024年12月5日から27日までの間にアクセスして調査を実施した。

本稿では「障害福祉サービス事業所情報検索」の検索結果を表示した際、事業所の情報の記載領域からリンクされているウェブサイトを「事業所サイト」、当該の事業所の運営法人情報の記載領域からリンクされているウェブサイトを「法人サイト」と呼ぶこととし、2024年12月5日から27日の時点においてアクティブ状態にあった「事業所サイト」を分析の対象とした。

なお、単独の事業所において複数の就労系障害福祉サービスを提供している例や、同一法人が複数の事業所を運営している例もあることから、件数は延数とする。構成比については小数点以下第一位までを示すため、項目毎の構成比の合算が100%とならない例もある。また、プライバシー保護のため、事業所名、法人名、事業名については仮称としている。

## 2. 調査方法

本稿では就労継続支援A型事業所の「事業所サイト」トップページを対象に、アクセシビリティ評価ツールを用いてウェブコンテンツ記述言語上のアクセシビリティを調査し、筆者の目視によってユーザビリティを調査する。

「事業所ウェブサイト」のユーザビリティについては、「事業所の名称」「活動内容」「提供サービス種」「サービス種の説明」の4項目について、

トップページからこれらの情報に容易に到達できるか否かを調査した。この4項目に関する情報にトップページから移動したうえで到達する場合には、辿ったリンクタブ・リンクメニュー等の名称を調べると共に、情報に到達できるまでのクリック数を集計することでユーザビリティを評価した。

アクセシビリティ評価ツールとしては、総務省作成の「miChecker Ver.3.1」（2024年公開）を用いた。アクセシビリティ評価ガイドラインはJIS X 8341-3：2016（WCAG2.0）に基づく。miCheckerではJIS X 8341-3：2016の達成基準における4原則、すなわち「知覚可能」「操作可能」「理解可能」「堅ろう（牢）」の4項目につき、0点から100点でその到達程度が評価される。はじめにこれらの4項目について、調査対象とする「事業所ウェブサイト」トップページの評価点数を示した。続いてJIS X 8341-3：2016の達成基準のなかでも最も低いレベルである達成レベルAの各項目について、miCheckerの詳細分析から「問題」「問題の可能性あり」として示された箇所の数とその内容を集計した。

## 3. 宮城県所在の就労系障害福祉サービス事業所概況

2024年9月現在の「WAM NET」オープンデータでは、宮城県所在の就労支援事業所は延べ522件登録されている。このうち就労継続支援B型事業所が65.7%（343件）で最多を占め、これに就労継続支援A型事業所13.8%（72件）、就労移行支援事業所13.4%（70件）、就労定着支援事業所7.1%（37件）が続く。

続いて宮城県所在の就労継続支援A型事業所のウェブサイトの設置・運営状況につき述べる。宮城県の就労継続支援A型事業所のうち、47件に「法人サイト」が、42件に「事業所サイト」が設置されており、2024年12月の調査期間中アクティブな状態にあったのは「法人サイト」40件（85.1%）、「事業所サイト」33件（78.5%）であった。この「事業所サイト」33件を今回の分析の対象とする。

調査対象とする33件中、「法人サイト」も併設されていたのは30件(90.9%)、「法人サイト」がなく「事業所サイト」のみが登録されていたのは3件(9.1%)であった。「法人サイト」も併設されていた30件のURLについては、「法人サイト」と同一URLが「事業所サイト」とされていた例が27件(81.8%)、「法人サイト」と同一のホスト・ドメインで「法人サイト」の下位ディレクトリに「事業所サイト」が設けられている例が1件(3.0%)、「法人サイト」とは別ホスト・別ドメインの「事業所サイト」が設けられていた例が2件(6.1%)である。

なお、同一法人が運営する別の事業所において、それぞれの「事業所サイト」として同一のURLが登録されていた(つまり別個の「事業所サイト」においてURLが重複している)例が3例8件<sup>(6)</sup>あった。それぞれ同一のURLであり、アクセシビリティ上の課題や記載内容も同一であるのだが、別個の事業所において「事業所サイト」として登録されているため、これらのサイトについてはそれぞれ実件数ではなくて延件数として集計した。

#### IV. 結果

##### 1. 「事業所サイト」トップページの記載内容のユーザビリティ評価

「事業所サイト」における「事業所の名称」「活動内容」「提供サービス種」「サービス種の説明」の各項目の記載内容につき、それぞれの情報に到達するまでのトップページからのクリック数別件数を表1に示した。

「事業所の名称」及び「提供サービス種」の情報についてはトップページにおいて確認できる例が最も多く、「提供サービス種」についてはトップページから1クリックまでで到達できる例が9割を超えていた(33件中31件・93.9%)一方、「サービス種の説明」については1クリック以下で到達できる例は6割に満たず(33件中19件・57.6%)、サイト内にサービス種の説明についての情報が確認されなかった例も4項目中最も多かった(33件中13件、39.4%)。「活動内容」に

表1 就労継続支援A型事業所「事業所サイト」記載情報別情報到達までのクリック数(2024年12月現在) [実数(%)]

クリック数	記載内容			
	事業所の名称	活動内容	提供サービス種	サービス種の説明
0(トップページに記載)	20(60.6)	12(36.4)	22(66.7)	11(33.3)
1クリック	6(18.2)	15(45.5)	9(27.3)	8(24.2)
2クリック	0(0.0)	1(3.0)	1(3.0)	1(3.0)
3クリック	1(3.0)	2(6.1)	0(0.0)	0(0.0)
4クリック以上	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)
未確認	6(18.2)	3(9.1)	1(3.0)	13(39.4)
計	33(100.0)	33(100.0)	33(100.0)	33(100.0)

独立行政法人福祉医療機構「障害福祉サービス等情報公開検索」(<https://www.wam.go.jp/sfkhoyout/COP000100E0000.do>)より筆者作成。

ついては33件中27件(81.9%)においてトップページから1クリック以下で到達可能であった。そして「事業所の名称」については、33件中26件(78.8%)でトップページから1クリック以下で到達できる一方、サイト内で事業所名が確認できなかった例が33件中6件(18.2%)あった。

表2にトップページから1クリックで4項目の記載内容に到達できる例における、タブ・リンクボタン等のメニュー名を示す。いずれの項目においてもトップページから1クリックで到達できるリンクボタン等のメニュー名は一定しておらず、「事業所の名称」と「サービス種説明」については全てのリンクメニュー名が異なっていた。

以上から、現状では宮城県所在の就労継続支援A型「事業所サイト」においてはユーザビリティという点で改善の余地があることが判った。

##### 2. 「事業所サイト」トップページのアクセシビリティ評価

###### (1) 「4原則」の得点

JIS X 8341-3:2016(WCAG2.0)の達成基準における「知覚可能」「操作可能」「理解可能」「堅ろう(牢)」の4原則(4項目)について、調査対象とした33件の「事業所サイト」トップページの項目別評価を表3に示した。各項目100点満点、総合点400点満点の配点となっている。総合点の平均スコアは373.2点、93.3%の得点率であった。

項目別の平均スコアについては、「堅ろう(牢)」

表2 就労継続支援A型事業所「事業所サイト」トップページにおけるリンクメニュー名(※)(2024年12月現在)

事業所の名称 (n=6)		活動内容 (n=15)		提供サービス種 (n=9)		提供サービス種の説明 (n=6)	
リンクメニュー名	件数	リンクメニュー名	件数	リンクメニュー名	件数	リンクメニュー名	件数
〔法人X〕とは	1	〔法人X〕とは	1	会社概要	4	〔事業所Z〕について	1
事業所のご紹介	1	お仕事について	1	事業所のご紹介	1	事業所一覧	1
事業内容	1	活動内容	2	事業内容	1	事業所のご紹介	1
施設案内	1	サービス	1	事業のご案内	1	事業内容	1
〔実施事業X〕事業	1	作業紹介	1	就労支援の概要	1	就労継続支援A型	1
〔実施事業Y〕事業	1	作業内容	1	〔法人X〕とは	1	就労支援の概要	1
		事業所のご紹介	1				
		事業のご案内	1				
		就労支援の概要	1				
		〔事業所X〕について	1				
		〔事業所Y〕の活動	1				
		〔実施事業X〕事業	1				
		〔実施事業Y〕事業	1				
		事業所一覧	1				

独立行政法人福祉医療機構「障害福祉サービス等情報公開検索」(<https://www.wam.go.jp/sfkohyout/COP000100E0000.do>)より筆者作成。

※法人X、事業所X・事業所Y・事業所Z、実施事業X・実施事業Yはいずれも仮称。

表3 就労継続支援A型事業所「事業所サイト」トップページにおける項目別評価(2024年12月現在)(単位:点)

	1.知覚可能	2.操作可能	3.理解可能	4.堅ろう(準)	総合(合計)
平均	82.9	92.7	99.6	98.1	373.2
標準偏差	18.6	11.8	1.3	2.7	28.1
最大	100	100	100	100	400
最小	6	43	95	90	247
中央値	91	98	100	98	381
最頻値	92	100	100	100	368

独立行政法人福祉医療機構「障害福祉サービス等情報公開検索」(<https://www.wam.go.jp/sfkohyout/COP000100E0000.do>)より筆者作成。

と「理解可能」の両項目につき、それぞれ99.6点、98.1点となったが、「知覚可能」の平均スコア・「操作可能」の平均スコアはそれぞれ82.9点、92.7点と比較的低い値が出た。

## (2) JIS X 8341-3:2016達成基準レベルA項目における「問題」「問題の可能性あり」の箇所

JIS X 8341-3:2016の達成基準レベルAの項目につき「問題」「問題の可能性あり」の箇所として抽出された箇所の総数は2907件であった。このうち、箇所数が100件以上あった項目につき、その箇所数と総箇所数に占める割合を表4に示す。

JIS X 8341-3:2016の達成基準における4原則のうち「知覚可能」に該当する項目で「問題」「問題の可能性あり」とされた箇所が多く抽出された。今回の調査で最多を占めた(1006件・34.6%)のは1.4.1「色の使用」である。これは色の使用に

表4 就労継続支援A型事業所「事業所サイト」トップページにおけるJIS X 8341-3:2016達成基準レベルA「問題あり」上位6項目(2024年12月現在)(件数(%))

1.4.1「色の使用」	1006(34.6)
1.3.1「情報及び関係性」	374(12.9)
2.4.4「リンクの目的(コンテキスト内)」	277(9.5)
1.1.1「非テキストコンテンツ」	238(8.2)
4.1.2「プログラムが解釈可能な識別名、役割及び設定可能な値」	183(6.3)
4.1.1「構文解析」	134(4.6)

「問題」あり総数:2907件

独立行政法人福祉医療機構「障害福祉サービス等情報公開検索」(<https://www.wam.go.jp/sfkohyout/COP000100E0000.do>)より筆者作成。

関して問題がある可能性があること、すなわち「色が、情報を伝える、動作を示す、反応を促す、又は視覚的な要素を判別するための唯一の視覚的手段になって」<sup>(7)</sup>いる蓋然性がある状態にあることを意味する。

1.4.1と比較すると少数ではあるものの、1.3.1「情報及び関係性」の問題がある箇所、つまりページの構造がプログラムによって解釈可能ではない(マシーンリーダブルではない)状態にある蓋然性のある箇所は274件(12.9%)抽出された。また1.1.1「非テキストコンテンツ」につき問題がある箇所、すなわち画像や音声といった非テキストコンテンツを代替するテキストコンテンツが設けられていない蓋然性のある箇所は238件(8.2%)抽出された。

以上から、現状では宮城県所在の就労継続支援A型「事業所サイト」のトップページは、特に「知覚可能」「操作可能」においてJIS X 8341-3:2016 (WCAG2.0) の達成基準においてアクセシビリティ上の課題が多いことが示された。

## V. 考察

就労継続支援A型事業所の「事業所サイト」として表示されるウェブサイトにおいては、そのトップページに事業所名が記されていない例が一定の割合で確認された。事業所の情報を検索するユーザーは、基本的には事業所情報がまとめて記載されている箇所からのリンク先には当該の事業所のウェブサイトがあることを期待するであろう。仮に運営法人のウェブサイトを「事業所サイト」として登録するにしても、事業所名については当該のウェブサイトのトップページで直ちに確認可能な状態にしておくことが望ましい。

今回の調査結果では、就労継続支援A型事業所の活動内容に関する情報には1クリック以内で到達できる例が大部分でありながら、トップページからのリンクメニュー名にばらつきがみられた。とくに今後通所を考えている障害者等及びその支援者にとっては、事業所の活動内容は通所先選択の際の重要事項となるであろうことから、容易にその情報に到達できるウェブサイト設計が必要である。このことは「サービス種の説明」についても同様である。今回の調査では「サービス種の説明」についての情報がサイト内で確認されなかった例も散見された。しかし就労系障害福祉サービスを始めて利用する場合や、通所する事業所の変更・サービス種の変更を検討する際、当該の事業所で提供されるサービス種の説明は利用者やその支援者にとって重要な情報と考えられる。したがって「サービス種の説明」の情報も探しやすいサイト設計が妥当である。

病院ウェブサイトのアクセシビリティについては、「知覚可能」「操作可能」について問題が多いことは先行研究で指摘されていた(大場 2015)が、本稿の調査から就労継続支援A型事業所の

ウェブサイトでも同様の傾向がある蓋然性が示された。「事業所サイト」トップページにおいては、「知覚可能」「操作可能」に関する問題が多くみられた。この2項目については評価スコアの分散が大きく、アクセシビリティの要件を満たすトップページが設けられているウェブサイトとそうではないウェブサイトとの差が大きい蓋然性がある。

## VI. 結語

「令和5年障害者雇用状況」によると同年6月1日現在で民間企業に雇用される障害者数は64.2万人、実雇用率2.33%でいずれも過去最高を更新した(厚生労働省 2023)。就労系障害福祉サービス事業所から一般企業等への就職も年々増加し、「令和5年社会福祉施設等調査」によると、2022年10月1日から2023年9月30日までの1年間に、就労系障害福祉サービス事業所から一般企業等に就職した障害者は2.7万人に上った(厚生労働省 2024)。就労系障害福祉サービス事業所においては、難病、高次脳機能障害、高等教育機関在籍中といった様々なタイプの障害者の利用希望が増加し、支援ニーズの幅や内容が多様化している(FVP 2023:5)ことも指摘されることから、就労系障害福祉サービス事業者においては情報公開の機能の一層の強化が求められる。しかし、就労系障害福祉サービス事業所では職員が概して少ない状況にあることが指摘されている(インサイト 2023)。本稿では事業所の人員規模、経営状態までも含めた分析には至らなかったが、宮城県の就労移行A型事業所においてもウェブサイト運営に充当できる人的リソース自体が小さい蓋然性はある。また、ウェブサイトの管理者及び担当者が、JIS X 8340-3:2016という規格や、ウェブアクセシビリティという概念についての理解が不十分であることも考えられる。

今後の就労系障害福祉サービス事業所のウェブサイトの構築・運営においては、事業所の全スタッフ、可能であれば運営法人の全スタッフをなんらかの形で巻き込む必要があると考える。職員が少数であるからこそ全職員を巻き込んだ綿密な

連携も可能であろう。ウェブサイトのアクセシビリティ、ユーザビリティの概念やその規格についてスタッフ間で情報を共有し、そのうえで利用者・支援者も含めた形でのウェブサイト運営についてのガイドライン作成や、スタッフ・利用者・支援者それぞれを対象としたウェブコンテンツに関するニーズ調査の実施等が、ウェブアクセシビリティ・ユーザビリティ向上のための選択肢として挙げられるだろう。

今回は宮城県所在の就労継続支援A型事業所の、「事業所サイト」のトップページという限定的な条件のもとでのアクセシビリティ調査となった。今後は他の就労系障害福祉サービス事業所、および他地域・全国の就労系障害福祉サービス事業所へと対象を拡大し、ウェブサイトのアクセシビリティ調査の実施、及び他地域・全国の就労系障害福祉サービス事業所のアクセシビリティ調査の実施・評価を試みたい。

### 注

- (1) 2018年4月から、65歳以上の者であっても要件を満たせばサービスの利用が可能になった。
- (2) その後WCAG2.0は改訂され、2018年6月にはWCAG2.1が、2023年10月にはWCAG2.2がW3Cの勧告となったが、WCAG2.0における4原則（知覚可能、操作可能、理解可能、堅牢性）はWCAG2.1及びWCAG2.2にも一貫して引き継がれている。
- (3) 総務省「みんなの公共サイト運用ガイドライン（2024年版）」  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000945249.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000945249.pdf)（2024年12月5日アクセス）
- (4) 独立行政法人福祉医療機構「WAM NET」  
<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/>
- (5) 独立行政法人福祉医療機構「障害福祉サービス等情報公開検索」  
<https://www.wam.go.jp/sfkohyoout/COP000100E0000.do>
- (6) 法人a（仮称）運営の事業所2件、法人b（仮称）運営の事業所2件、法人c（仮称）運営の事業所4件において、それぞれ同一のウェブサイトが「事業所

サイト」として登録されている。

- (7) ウェブアクセシビリティ基盤委員会  
「Web Content Accessibility Guidelines (WCAG) 2.0 W3C 勧告 2008年12月11日」  
<https://waic.jp/translations/WCAG20/Overview.html#visual-audio-contrast>（2024年12月28日アクセス）

### 文献（アルファベット順）

- 1) デジタル庁（2024）「ウェブアクセシビリティ導入ガイドブック（2024年3月29日発行）」  
[https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/08ed88e1-d622-43cb-900b-84957ab87826/53f76eaa/20240329\\_introduction\\_to\\_weba11y.pdf](https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/08ed88e1-d622-43cb-900b-84957ab87826/53f76eaa/20240329_introduction_to_weba11y.pdf)（2024年12月16日アクセス）
- 2) 独立行政法人福祉医療機構「WAM NET」  
<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/>（2025年1月8日アクセス）
- 3) 独立行政法人福祉医療機構「障害福祉サービス等情報公開検索」  
<https://www.wam.go.jp/sfkohyoout/COP000100E0000.do>（2024年10月29日アクセス）
- 4) FVP（2023）「厚生労働省令和4年度障害者総合福祉推進事業 地域における就労移行支援及び就労定着支援の動向及び就労定着に係る支援の実態把握に関する調査研究調査報告書」  
<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001113436.pdf>（2024年12月10日アクセス）
- 5) 伊原力也・小林大輔・増田草一・山本侖（2023）『WEB+DB PRESS plus シリーズ Web アプリケーションアクセシビリティ 今日から始める現場からの改善』技術評論社。
- 6) インサイト（2023）「令和4年度障害者総合福祉推進事業（指定課題番号15） 就労系障害福祉サービスの利用者の支援ニーズ等の実態把握等に関する調査」  
<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001179456.pdf>（2024年1月7日アクセス）
- 7) 金谷信子・富田哲治・江本純子（2023）「障害者福祉政策の準市場化の実態と課題：障害者就労継続支援A型事業所の経営主体別の特性分析から」広島市

- 立大学国際学部『広島国際研究』29：1-20。
- 8) 厚生労働省 (2006) 「第6章 障害者の自立支援と地域福祉の推進」厚生労働省『平成18年版厚生労働白書』ぎょうせい：265-278。
- 9) 厚生労働省 (2023) 「令和5年障害者雇用状況の集計結果」  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11704000/001180701.pdf> (2024年11月30日アクセス)
- 10) 厚生労働省 (2024) 「令和5年社会福祉施設等調査：第49表 生活介護・自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練）・就労移行支援・就労継続支援（A型）・就労継続支援（B型）事業所の退所者（過去1年間）数，退所理由別」  
<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?tclass=000001222447&cycle=7&year=20230> (2024年12月28日アクセス)
- 11) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 (2021) 「障害者の就労支援について（第112回社会保障審議会障害者部会資料5、第113回社会保障審議会障害者部会資料1）」  
<https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/000797543.pdf> (2024年11月28日アクセス)
- 12) 松下光穂・谷口泰治 (2010) 「福祉的就労の現状と課題に関する一考察」関西福祉大学社会福祉学部研究会『関西福祉大学社会福祉学部研究紀要』14(1)：93-102。
- 13) 中山八州男・林 央周・遠藤俊郎 (2006) 「国内大学病院ウェブサイトによるアクセシビリティ情報調査」日本医療情報学会『医療情報学』26(6)：389-394。
- 14) 大場久照 (2015) 「公的病院ウェブサイトの情報アクセシビリティ評価—北海道の特定機能病院を事例として—」日本医療マネジメント学会『日本医療マネジメント学会雑誌』15(4)：261-266。
- 15) 大場久照 (2017) 「がん診療連携拠点病院のウェブサイトは住民・患者視点で作られているのか」日本医療マネジメント学会『日本医療マネジメント学会雑誌』17(4)：202-207。
- 16) 総務省「みんなの公共サイト運用ガイドライン (2024年版)」  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000945249.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000945249.pdf) (2024年12月5日アクセス)
- 17) ウェブアクセシビリティ基盤委員会「アクセシビリティとは」  
<https://waic.jp/knowledge/accessibility/> (2025年1月3日アクセス)
- 18) ウェブアクセシビリティ基盤委員会「Web Content Accessibility Guidelines (WCAG) 2.0 W3C 勧告 2008年12月11日」  
<https://waic.jp/translations/WCAG20/Overview.html#visual-audio-contrast> (2024年12月28日アクセス)

